#### 過去にはこんな判例も

### 「誠意がない」実刑判決が下された事例

横断歩道上で幼児をはねて死亡させた事案で裁判となり、業務上過失致死傷罪の実刑となった。 加害者は事故発生後、保険会社に任せきりで葬儀にも出席せず「誠意がない」と見られ、禁錮1年2か月 の実刑判決となってしまった。

#### 「誠意あり」実刑判決とならなかった事例

子供がガードレールと車に挟まれ死亡した事案で、加害者が任意保険での対応のほか、謝罪として葬儀費用や香典を自己負担した結果、遺族も「誠意あり」と認め実刑とならなかった。

#### ●共済掛金

区分	車 種	共済掛金
1	自家用乗用車	11,100円
2	自家用軽乗用車	6,600円
3	自家用普通貨物自動車(2トン超)	18,600円
4	自家用普通貨物自動車(2トン以下)	15,600円
5	自家用小型貨物自動車	11,100円
6	自家用軽貨物自動車	6,600円

#### 共済責任の範囲

共済に加入のお車を次の方が運転中の場合に限り、補償内容の範囲で共済金をお支払いいたします。

- 共済契約者 (法人の場合は役員等を含む。)
- ●共済契約者の従業員
- ●共済契約者の同居の親族(法人は除く。)
- ●契約申込時に届け出た2名以内の運転者

※共済契約に際しては、ご提供いただく氏名・住所・電話番号などの個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を厳守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

## 自動車事故にもう一つの安心を…

# 自動車事故費用共済





## 茨城県火災共済協同組合

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8階 TEL029-224-0610

<sup>※</sup>このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。 詳しくは約款をご覧ください。

## 運転者には4つの責任が発生します!



## 自動車事故費用共済でお支払い!!

自動車事故費用共済の共済金は、加害者の「誠意」というかたちで使われる加害者本人の経済的 負担を軽減することができるユニークな制度です。

※自動車事故費用共済は、自動車の任意共済(保険)ではございません

## 共済金はこんな時にお支払い!!

## 支払例1 歩行者をはねてしまい、死亡させてしまった場合

死亡事故共済金300万円(死亡臨時費用共済金30万円を含みます。)をお支払いの限度として契約者の経済的負担をお支払いいたします。



補償内容	契約者側	相手側
事故の日から 180 日以内に 死亡された場合	300万円	合計300万円 死亡臨時費用30万円含む
事故の日から 180 日以内に 後遺障害が 生じた場合	300万円〜 12万円 後遺障害別等級に合わせ お支払いいたします。	300万円〜 12万円 後遺障害別等級表の額の 合計が限度額です。
<b>入通院の場合</b> (1人1日につき)	入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1日 18,000円限度	入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 <sup>入通院臨時費用3万円含む</sup>
車両事故 共済金特約		

- ※1 相手側の死亡・後遺障害・入通院の場合、契約者側に過失がある場合にお支払いの対象となります。
- ※2 相手側の死亡・後遺障害・入通院の場合、記載されている補償金額を限度として契約者の経済的負担 をお支払いいたします。
- ※3 組合が1回の事故で契約者側・相手側を合わせて支払う額は、契約額を超えないものとします。

### 支払例2

## 出会い頭の事故を起こした場合

- ◎契約者側の同乗者(1名)が10日間の入院をした。
- 入・通院共済金 45,000円
- ◎自車両の修理費用が30,000円以上かかった

車輌事故共済金 30.000円

